

仕 様 書

1. 業 務 名 とよはし総合相談支援センター運営事業（医療的ケア児等支援マネージャー）
委託業務
2. 業 務 場 所 豊橋市総合福祉センター「あいトピア」2階
住所：豊橋市前畑町 115 番地
名称：とよはし総合相談支援センター
3. 業 務 期 間 令和6年1月1日から令和8年3月31日まで
豊橋市は、上記業務期間にかかわらず、令和6年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがあります。
4. 業 務 日 時 月曜日から土曜日 午前9時00分から午後6時00分
緊急時はその限りではない。
（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を休日とする。）
（年末年始12月29日から1月3日は休みとする。）
5. 業 務 内 容 別紙「とよはし総合相談支援センター運営事業実施要綱」第2条第4項、第4条から第6条、第8条から第11条、第13条、第13条の2及び第13条の3、「豊橋市障害者虐待防止事業実施要綱」第6条第1号、第2号、第5号、第7号並びに第9号及び「豊橋市障害者差別解消推進事業実施要綱」第8条における業務に加え、次に記すもの。
 - ①医療的ケア児等の相談体制整備に関する業務
 - ・とよはし総合相談支援センターに情報通信機器（固定電話、FAX、携帯電話、パソコン、プリンター、コピー機、インターネット通信環境）を備え、医療的ケアに関するあらゆる相談に応じることのできる体制と効率的な業務処理のできる環境を整えること。
 - ②医療的ケア児等の支援体制整備に関する業務
 - ・個々の医療的ケア児等の把握・進捗管理を行うこと。
 - ・医療的ケア児等の支援が途切れやすい就学前、学校卒業、退院時等のタイミングで、医療的ケア児等コーディネーター、相談支援専門員等の関係者と調整を行い、支援が継続される体制を整えること。
 - ・医療機関との連携体制を整え、医療的ケア児等の退院前に医療的ケア児等コーディネーターの配置または退院前カンファレンスへ参加すること。
 - ・医療的ケア児等コーディネーター会を年2回以上開催し、医療的ケア児等コーディネーター、相談支援専門員等の関係者との情報共有や連携強化を図ること。
 - ③事業所に対する看護職員確保のための体制構築に関する業務

- ・ 障害福祉サービス事業所等に対して医療的ケア児等の受入れを促進するための啓発活動を行うこと。
 - ・ 障害児通所支援事業所等における医療的ケア児等に対応する看護職員を確保、育成する研修を実施すること。
- ④医療的ケア児等とその家族への支援に関する業務
- ・ 医療的ケア児等の家族に対して、医療的ケア児等の支援方法のみならず、医療的ケア児のきょうだい児への対応などを学ぶとともに、同じ悩みを持った家族との交流ができる機会を設けること。
- ⑤自立支援協議会運営に関する業務
- ・ 自立支援協議会の事務局を担い、関係機関との調整を経て、全体会、運営会議、専門部会、事業所連絡会及び検討会等を開催すること。なお、医療的ケアに関する検討会については年2回以上開催するとともに、日程調整、開催案内、事前の出席確認、会場設営、資料作成、資料送付、司会進行、議事録作成等に関する業務を行うこと。

6. 実績報告

実績報告書にて、毎月の実績を翌月10日までに報告する。ただし、3月分の実績については、当月31日に報告を行うものとする。

7. 配置職員等

事業の実施にあたり、「とよはし総合相談支援センター運営事業実施要綱」第2条第3項による専門的職員として、相談支援従事者初任者研修を修了（又は令和6年3月末までに修了見込）した相談支援専門員の資格を有する（又は令和6年3月末までに資格取得見込）者であり、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士等、医療の何れかに関する資格を有し、福祉又は医療業務の実務経験5年以上の者を1名配置し、より専門的な技術をもって医療的ケア児者に対する相談支援事業の中核となるとよはし総合相談支援センターの業務を行うものとする。配置職員は週5日の勤務とする。